

事務事業名	21196 都市計画事務費													
担当組織	都市整備部				都市計画課				担当		都市創造担当			
組織コード	H30 H29	20 20	01 01	00 00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30 H29	01 01	08 08	04 04	01 01	02 02	01 01	記入日	平成30年06月01日

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ												実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										○ 対象	
分野	01	土地利用										● 対象外	
施策	48	土地利用の秩序づくり											
事業期間	昭和43年度～												
根拠法令 通達等	都市計画法				関連計画 施政方針		総合振興計画、都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発又は保全の方針)、都市マスタープラン						
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの												
対象	市												
事業目的	都市計画の決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事務を適切に行うことにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。												
事業内容	都市計画審議会の運営、質の高い都市計画情報の提供等を行う。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業費		2,457	3,181	4,149	4,149	4,149	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	92	71	71	71	71	
	一般財源		2,365	3,110	4,078	4,078	4,078	
	人件費		7,034.94	7,103.91	7,586.7	7,586.7	7,586.7	
	投入 人員	常勤職員	1.02人	1.03人	1.1人	1.1人	1.1人	
		非常勤職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	
事業費+人件費		9,492	10,285	11,736	11,736	11,736		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①							-
	活動②							-
	成果①							-
	成果②							-
目標達成 状況 の分析	- : 未設定 <判断理由>							

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	－：未設定
	－	－	－	<判断理由>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	－：未設定
	－	－	－	<判断理由>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	－：未設定
	－	－	－	<判断理由>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	－：未設定
	－	－	－	<判断理由>

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由>
今後の取組方針	

事務事業名	7121 都市計画推進事業													
担当組織	都市整備部				都市計画課					担当		都市創造担当		
組織コード	H30	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	04	01	記入日	平成30年06月12日
	H29	20	01	00		H29	01	08	04	01	04	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ													実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										● 対象 ○ 対象外		
分野	01	土地利用												
施策	48	土地利用の秩序づくり												
事業期間	昭和43年度～													
根拠法令 通達等	都市計画法、都市計画運用指針、建築基準法、生産緑地法					関連計画 施政方針		総合振興計画、都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)、都市マスタープラン、緑の基本計画						
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの													
対象	住民及び利害関係者													
事業目的	土地利用を中心とした適切な都市計画の推進により、良好な市街地環境の形成を図ることを目的とする。													
事業内容	社会経済状況、本市を取り巻く環境の変化、市民のニーズ等に的確に対応するため、必要に応じて土地利用、都市施設、市街地開発事業、その他の都市計画の見直しを行う。													
実施主体	■ 市による単独直営 ■ 委託 (□ 3セク・財団 ■ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()													

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業費		5,752	7,071	39,476	602	21,570	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	1,674	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	1	1	1	1	1	
	一般財源		5,751	7,070	39,475	601	19,895	
	人件費		7,241.85	7,655.67	20,691	20,691	20,691	
	投入 人員	常勤職員	1.05人	1.11人	3人	3人	3人	
		非常勤職員	0.05人	0.05人	0.15人	0.15人	0.15人	
事業費+人件費		12,994	14,727	60,167	21,293	42,261		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動	①	回	県都市計画課等との打合せ回数	都市計画決定(変更)等にかかる打合せ	3	3	3
						3	3	-
	成果	①	件	都市計画決定・変更等件数	年度内に都市計画決定(変更)した件数	2	1	1
						2	1	-
成果	②							-
目標達成 状況 の分析		A: 活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 関係部署、関係機関と綿密に連携を図り、予定どおり手続を完了させることができた。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 第2次戸田市都市マスタープランに基づき、用途地域等の都市計画について必要に応じて見直すことにより、秩序ある良好な市街地環境の形成が図られるため、施策の目標達成に貢献していると考えられる。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 事業費は、決算ベースで平成28年度は5,761,892円であったが、平成29年度は5,751,768円であった。この差分は、主に委託業務に係る経費であり、経費は適正な範囲であると考えられる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 専門性が高く、客観性が求められるものについては委託で実施するため、事業手法は適正な内容であると考えられる。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 都市計画を見直すことにより、新たに建築上の制限等が生じることもあるが、秩序ある良好な市街地環境の形成が図られることから、受益・負担は適正な範囲であると考えられる。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1現状で継続 <input checked="" type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 第2次戸田市都市マスタープランの改定後、各施策及び事務事業の実施状況に応じて関連する都市計画を見直すなど、継続的に取組む必要がある。 これまで、都市構造と土地利用における取組は「7120 都市マスタープラン推進事業」で実施していた部分もあるが、本事務事業に総合し、一括管理を行うため拡大継続となる。
今後の取組方針	第2次戸田市都市マスタープラン、立地適正化計画等の進行管理を行うなかで、必要に応じて関連する戸田市計画「用途地域及び地区計画」の見直しを行う。 特に、美女木向田地区においては、市街地整備計画と地区計画の策定に向けて作業を進めるとともに、長期未着手となっている土地区画整理事業の廃止を行う。その後、同地区における町名地番整理の検討を進める。